

令和2年6月15日

加藤勝信厚生労働大臣殿

COVID-19 流行下の病児保育の現状と

危機的状況に対応する施策に関する要望書

全国病児保育協議会会長

大川洋二

東京都大田区多摩川 1-6-16

全国病児保育協議会事務局



新型コロナウイルス、COVID-19 の流行に対してその対応に日夜御精勤のことと拝察いたします。私たちが行っている病児保育事業ではその施設利用者は激減しております。病児保育事業に対する気交付金は基礎部分+加算部分の固定額に加えて、追加される実績加算分の大幅減少が危惧されております。全国病児保育協議会では COVID-19 によりいかに病児保育事業が影響を受けたか、そして病児保育施設がどのような不安を抱いているのかをアンケート調査を行いましたのでその結果をご報告し、病児保育からの要望をお願いしたいと思っております。

I. アンケート調査結果（資料添付）

COVID-19 流行下での全国の病児保育施設の利用状況と各施設からの意見をアンケート形式にて調査を行った。

対象：全国病児保育協議会加盟施設および非加盟施設

アンケート方式：協議会 HP にて公開、回答を集計した。

非加盟施設には病児保育のメールマガジン及び SNS にて周知した。

調査期間：2020年6月2日から6月14日

回収件数：387件（全国の都道府県から回答あり）（資料1頁、2頁）

アンケート結果

病児保育利用者数を2019年同月と比較した。1月から減少はあるものの、その減少幅は

増大し、1月は79.3%、2月89%、3月78.5%、4月32.4%、5月15.1%です(資料3頁-2)。4月の緊急事態宣言後の利用者数の減少が著明です。これにより給付金の減少があった施設は早くも53施設(13.7%)です(資料3頁-3)。なかった地域でも今後減額される不安が高いようです。

COVID-19の流行に伴う交付金の交渉は多くの地域でまだ始まっておらず(資料4頁-4)、その理由として厚労省の明確な指示がなされていないことを理由とする自治体があります。この利用者数の減少の期間中に病児保育施設から地域への情報提供は56.1%で行われています(資料4頁-5)。来年度の交付金についての不安は97%に上り、2019年ベースでの実績加算分の算定を望んでおります(資料5頁-6)。現在ある持続化給付金や、雇用調整助成金の申請もその緒に就いたところです。(資料5頁-7)。具体的な不安、意見として、利用者数減少に伴う交付金の返還への懸念、自宅待機での働く意欲の減少、さらにはCOVID-19流行時での病児保育事業の継続の不安、ストレスを配慮してほしいとの意見があります。これまで貢献度が高い規模が多い施設ほど赤字幅が多い現状などを訴えております。医師や疫学の専門家、例えばWHOの見解、でも予測できなかったCOVID-19の流行下において、その影響を強く受けた病児保育事業への対処として、例年と同じ対応をすることの非合理性を訴えております。

要望

1. 2020年、2021年交付金の実績加算分の算定は
2019年実績を基に算定してください。
2. 病児保育施設に対する事業継続のための給付金の新設を
お願いします。

II. 要望理由

既にご承知のとおり、保育施設利用にあたっては2月には厚生労働省から流行地域での休園等の検討指示(2月27日)、さらに4月7日時点での緊急事態宣言後の利用については、必要とされる保護者、児童には保育事業の提供を行うものの、規模を縮小して事業を行うなどの連絡がおこなわれております。これを受けて各自治体では病児保育の利用自粛あるいは地区によっては閉室の指示が行われています。このことは直接病児保育の利用者数の減少につながっております。

この利用者の減少に対する対応は厚生労働省の事務連絡(4月17日)にて記載され、支援の提供を行っていただければ通常のサービスと同等と評価して交付金の返還を求めないとあります。病児保育では利用者に対する保育、疾患に関する情報伝達を行うことが例として取り上げられておりますが、保育士の自宅待機等による人手不足、外出自粛による居宅サービス実施の困難さにより容易ではありません。保護者宅への連絡も個人情報保護の立場から安易に行えない状態です。利用者数の減少に対する対応策として、他の月の利用者数からの推定

による利用者数を基に実績加算することも容易ではありません。この事務連絡では各自治体でどのように解釈して、交付金の決定をしてよいか判断ができないことの見解が寄せられております。また COVID-19 の流行は極期を過ぎているとはいえ、完全な収束は得られておらず、さらに第 2 波、第 3 波の可能性が 있습니다。このまま新たな対策を行わなければ、今年度内にいくつかの病児保育施設は事業の継続を断念する危険が高まっております。厚生労働省、各自治体からの利用自粛や閉室の指示に従った結果に起こる利用者数の減少による交付金の減額がもしあるとするならば、著しく合理性が損なわれる可能性があります。これを救うには交付金を据え置くことが必要となります。そのためには交付金の実績加算分は 2019 年ベースとして行っていただきたいと思ひます。これを 2020 年、2021 年の交付金の加算部分として算定頂きたいと思ひます。また少数ですが 2019 年、2020 年に開業した施設もありますが、これらの施設には従前どおりの交付金をお願いいたします。

また事業継続に困難な病児保育施設には経営持続のための給付金を新設して頂くようお願いいたします。事業継続のための給付金として経済産業省の持続化給付金制度があります。しかしこれは売上（収入）が 50%以上減少という条件があります。病児保育の主な収入源は交付金と個人負担金にですが、ほとんどは交付金によるものです。この交付金を利用者減少の為に後日返還を命じられることがあります。そのためこの売上（収入）の 50%減は半年から 1 年後に判明することが多いようです（地域により異なります）。従って多くの施設では直ちにこの持続化給付金制度を使うことはできません。さらに病児保育施設では休室や自粛があっても、支出は大部分が固定費（人件費、テナント料、管理費）であり支出を抑制することは他の業種より困難です。さらに病児保育事業は地域子ども子育て 13 事業に含まれ、交付金が支出を上回れば返金する制度となっております。繰越金等による内部留保が認められておりません。そのため病児保育施設ほどの施設も、財政的余裕がなく、赤字収支になった時にそれを補う自己資金がありません。そのために事業継続の中止に至ることになります。この理由により事業継続のための給付金を厚労省として新設していただくようお願いいたします。

昨年度の合計特殊出生率は低下して 1.38 となりました。内閣府の目標は 1.8 です。国家的大問題である少子化問題はさらに深刻化してきました。内閣府や経済産業省からの給付金が現在の日本の経済を救うものであるならば、厚労省、子ども家庭局は 20 年後の日本のあるべき姿を想定し、それを実現する為に必要な交付金の給付を決断しなければならないとおもいます。日本で誕生し、発展してきた病児保育事業を絶やすことなく、次の世代に引き継ぐためにお願いいたします。病児保育は社会のセーフティネットとしての機能を持ち、さらに悪化している少子高齢化社会を根本的に改善するために必要な事業です。よろしく御検討ください。